

赤穂市環境基本計画（案）に対する環境審議会委員からの意見について

意見募集期間：令和3年1月26日(火)～2月25日(木)

提出件数：3名（6件）

NO.	項	ご意見の概要	市の考え方
1	28	「第2節 脱炭素社会への探求と適応のまち」を本市の地球温暖化対策実行計画として位置付けているが、2030年度の目標値はどのように算出されたのか。	2030年度の温室効果ガス排出目標値については、国・県の目標水準を目指すものとして設定しています。具体的には、現在改定作業が行われている兵庫県地球温暖化対策推進計画（案）で示された目標値を参考にしています。
2	51	地球環境権の明確化とありますが、どのようなことをいうのでしょうか。誰のための、何のための権利なのでしょうか。	誤植がありましたので、下記のとおり修正し、用語解説に追加します。 【誤】地球環境権 → 【正】地域環境権 地域環境権 長野県飯田市が2013年4月に施行した「再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」で、全国で初めて保障した権利。再生可能エネルギー資源から生まれるエネルギーを市民共有の財産と捉え、市民にはこれを優先的に活用して地域づくりをする権利があると定めたもの。 地域環境権の明確化とは、再生可能エネルギー資源の活用と市民や団体、企業、行政との関わりを明確にすることを言います。
3	53	計画の見直しの中で、最終年度に見直しを行うとありますが、遅くはないでしょうか。 また、7ページの「6. 計画の期間は？」の中で、必要に応じて計画の見直しを図るとありますが、齟齬はないですか。	最終年度における見直しについては、次期の環境基本計画に向けた目標や基本的施策など計画の根幹をなす部分についての見直しについて記載しています。具体的な各取組などについては、計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直します。
4	全般	赤穂市の諸事情・状況を深く考察した上での計画と思いましたが、やや具体性にかける印象はありますが、基本計画ですからこのままで良いと思います。	本計画については、地域環境のあり方を明示し、環境に配慮した新たな施策の展開を図るためのまちづくりの指針として策定するものでありますので、具体的な取組については、「第4章重点的に取り組むこと」などに記載するとともに、分野別の個別計画に基づき進めていきます。

5	全般	<p>今回の改定は世界的・全国的な課題である脱炭素化・気候変動影響など地球規模の環境問題が柱になっているように思えるが、確かに重要な課題ではあるが、この計画は赤穂市の環境基本計画であるのでそんなに強調しなくてもいいのではないか。</p>	<p>本計画については、地域環境のあり方を明示し、環境に配慮した新たな施策の展開を図るためのまちづくりの指針として策定するものであり、近年の環境行政は、地球温暖化、気候変動影響など地球規模での環境問題に対応する必要があることから、国・県と連携しながら進めていきたいと考えています。そのため、地球規模の環境問題への対応を記載するとともに、本市独自の取組についても「第4章重点的に取り組むこと」などに記載し、様々な視点からの取組を進めていくこととしています。</p>
6	全般	<p>用語解説は添付されているが、計画案全般に英字やカタカナ表記があまりにも多く見受けられ、市民に分かりにくい内容ではないか。</p>	<p>本計画はできるだけ分かりやすい内容になるよう心がけて作成しておりますが、幅広い分野の内容を記載しているため、どうしても分かりにくい表記があります。分かりにくい英字やカタカナ表記については、できるだけ用語解説を添付しておりますが、国・県などの計画や日常生活で見聞きする用例の現状などを踏まえて用いておりますので、ご理解をお願いします。</p>